

Z—70—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「C 1～C15」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 給与所得控除(所法 28)及び給与所得者の特定支出の控除の特例(所法 57 の 2)について、制度の概要を簡潔に説明しなさい。

問 2 税理士であるあなたは、令和 2 年 1 月某日、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 私は、令和元年から趣味で中央競馬の馬券(G I レースの 26 レース分)を購入し、払戻金の支払を受けている。
- ・ 令和元年の実績は、次のとおりである。
払戻金の総額 : 1 億円
当たり馬券の購入費用 : 1,000 万円
外れ馬券の購入費用 : 1 億円
- ・ 私の競馬の払戻金の課税関係を教えてほしい。

甲の相談内容を踏まえ、甲の競馬の払戻金に係る所得について、所得区分及び必要経費の範囲を法令、通達及び裁判例に触れながら、簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

【解答に当たっての注意点】

- 1 解答は答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- 2 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合は、その理由を「計算の過程」欄に記入することとする。
また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、切り上げなさい。
- 3 以下では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問1 居住者甲(48歳)の令和2年(以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は以下の【資料I】から【資料IV】までのとおりである。

これらの資料に基づき、1各種所得の金額、2課税標準額、3所得控除額、4課税所得金額、5税額控除額及び税額の計算の過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、消費税等については考慮しなくてよい。

【資料I】

- 1 甲は平成13年よりオーナーシェフとして日本国内でイタリアンレストランA(以下「A店」という。)を営んでいる。甲の作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)		(単位：円)	
食材仕入高	13,000,000	売上高	50,730,000
ワイン仕入高	5,120,000	雑収入	15,462,918
給与賃金	18,240,000		
その他諸経費	8,350,000		
雑損失	118,000		
当年利益	21,364,918		
	66,192,918		66,192,918

- 2 A店は創業当初よりBビルの1階を賃借して営業してきたが、Bビルの建替えに伴い、Bビルのオーナー会社からの要請により本年2月20日に立退き、Cビルの1階を賃借して本年5月7日から営業を再開した。

- 3 甲は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。
- 4 甲は棚卸資産の評価方法及び器具備品の減価償却方法について、創業当初から所轄税務署長への届出はしていない。
- 5 甲の本年分の所得税等の確定申告は、電子申告により行うものとする。

【資料Ⅱ】

【資料Ⅰ】の損益計算書の金額の内容とそれに関して修正を検討すべき内容等は次のとおりである。

- 1 売上高 50,730,000 円はA店の売上に関して、本年中に現金入金あるいはクレジットカード決済で預金口座に入金となったものの合計額である。なお、令和元年末及び本年末におけるA店の売上に関して未入金のもの内容は次のとおりである(実質的に債権とみられないものはない)。

(単位：円)

	本年末	令和元年末	
掛売上によるもの	250,000	160,000	(注1)
クレジットカード決済によるもの	300,000	280,000	(注2)
合計	550,000	440,000	

(注1) 令和元年末の掛売上によるもの 160,000 円は、平成 30 年 12 月 20 日における D 社への売上であり、本年末残高 250,000 円に含まれている。D 社の資産状況、支払能力等からみて全額が回収できないことが本年中に明らかとなった(担保物もない)。

(注2) 手数料 3 % が控除されて入金されるものである。

- 2 A店では、飲食代 1,000 円につき 50 ポイントを付与し、500 ポイント貯まるごとに 500 円分の飲食ができるポイント制を導入している。ポイントは顧客管理システムにより個人ごとに管理しており、本年末の未使用のポイント残高合計は 900,000 ポイントである。
- 3 食材仕入高に関する本年末及び令和元年末の棚卸高はないものとする。
- 4 ワイン仕入高 5,120,000 円は本年中にワインの仕入(一種類とする)として支払ったものの合計額であり、その内訳は次のとおりである。

(単位：円)

仕入日	仕入単価	仕入本数	仕入金額合計	配送費用(注)
本年 1 月 5 日	5,000	200	1,000,000	6,000
本年 5 月 1 日	5,100	400	2,040,000	12,000
本年 11 月 20 日	5,200	400	2,080,000	12,000
合計		1,000	5,120,000	30,000

(注) 配送費用はワイン仕入時の配送費用であり、その他諸経費に含まれている。

なお、本年末のワイン在庫は 150 本である(令和元年末の在庫はないものとする)。

- 5 賃金給与 18,240,000 円はA店の業務に従事した者に支給した合計額である。その内訳は次のとおりであり、令和元年中及び本年中の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用者はいない。

(単位：円)

支給を受けた者	本年中の支給額	令和元年中の支給額	摘要
E(甲の妻)	4,800,000	4,800,000	令和元年及び本年の全ての月で支給を受けた
F(甲の弟)	4,560,000	4,200,000	同上
G	3,840,000	3,600,000	同上
H	3,120,000	3,000,000	同上
I	1,920,000	—	本年の5月から雇用した
合計	18,240,000	15,600,000	

- (注) F、G、H及びIは給与の支給を受けた期間において雇用保険の一般被保険者である。
 なお、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合は15%である。

- 6 雑損失 118,000 円の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額	
台風による被害額	100,000	(注1)
現金過不足	18,000	(注2)
合計	118,000	

- (注1) 大型台風によりCビルが浸水し、A店の食材が使用できなくなったことによる損失であり、食材仕入高から雑損失へ振替えたものである。

- (注2) A店でのつり銭誤りによる現金不足による損失である。

- 7 雑収入 15,462,918 円の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額	
立退料	15,000,000	(注1)
印税収入	448,950	(注2)
貸付金利息	6,000	(注3)
預金利息	7,968	(注4)
合計	15,462,918	

(注1) 賃借していたBビルから立退いた際に支払いを受けた立退料であり、その内訳は次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
家屋の明渡しによって消滅する借家権の対価の額に相当する金額(*)	1,500,000
A店の休業による収入金額を補填する金額	3,000,000
A店の休業期間中に支払う使用人の給与等の必要経費を補填する金額	2,000,000
新店舗の敷金及び設備造作費用等を補填する金額	8,500,000
合計	15,000,000

(*) Bビルを当初賃借した際に支払った権利金は繰延資産として令和元年以前に償却済みであり、また、借家権の消滅に関して支出した費用はない。

(注2) 料理本を出版して本年9月10日に支払いを受けた印税であり、源泉所得税等を控除した手取り金額である(前々年及び前年には印税等の変動所得はなかった)。なお、印税収入に対応する必要経費はない。

(注3) 本年中に従業員Gへの貸付金に係る利息の支払いを受けたものである。

(注4) A店の事業用の預金口座について銀行から本年中に支払いを受けた源泉所得税等及び住民税を控除した手取り金額である。

8 本年中に予定納税(第1期262,900円、第2期262,900円)をしたが、損益計算書には反映されていない。

9 令和元年分において貸倒引当金を24,200円繰入れたが、繰戻しは損益計算書には反映されていない。

【資料Ⅲ】

減価償却費等の固定資産に関する処理は【資料Ⅰ】には反映されていないため、次の資料をもとに計算しなさい。

1 令和元年末に有していた固定資産の状況は次のとおりである。

科目	内容	取得年月日	耐用年数	取得価額(円)	令和元年末帳簿価額(円)	
建物	店舗設備造作	平成13年1月15日	20年	3,000,000	435,000	(注1)
備品	業務用冷蔵庫	平成28年1月20日	6年	800,000	265,600	(注2)

(注1) 立退きに伴い、本年2月20日に明渡し、Bビルのオーナー会社の負担で取り壊された。

(注2) 立退きに伴い、本年2月20日に新店舗へ移設した。

2 新店舗の開店に関して支出したものは次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額	
① 新店舗を賃借するにあたってCビルのオーナーへ支払った敷金	3,000,000	(注1)
② 新店舗を賃借するにあたって仲介業者へ支払った仲介手数料	300,000	
③ 新店舗の設備造作費用等で建設業者に支払ったもの	5,200,000	(注2)
④ パソコン(耐用年数：4年)	280,000	(注3)
⑤ 顧客管理システム(耐用年数：5年)	840,000	(注4)
合計	9,620,000	

(注1) 新店舗は本年2月20日から賃借しているが、建物賃貸借契約書によると、敷金は1年以内に解約すると30%、2年以内に解約すると20%、3年以内に解約すると10%が返還されないこととなっている。

(注2) 設備造作は本年5月7日に取得し、事業の用に供したものであるが、耐用年数は20年と見積もられた。5,200,000円には旧店舗にあった冷蔵庫の新店舗への移設費用200,000円が含まれている。なお、建物附属設備となるものはないものとする。

(注3) 主に⑤の顧客管理システムを使用するために、本年5月7日に取得し、事業の用に供したものである。

(注4) 本年5月7日に取得し、事業の用に供したものであるが、租税特別措置法第10条の3に定める特定機械装置等に該当する。

3 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却(租税特別措置法第10条の3第1項)と中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除(同条第3項)の両規定が適用可能な場合は、特別控除を適用するものとする。

【資料Ⅳ】

1 本年中の大型台風により甲の自宅建物及びA店が被害を受けたが、その内容は次のとおりである。なお、災害減免法の適用は考慮しなくてよい。

(1) 甲の自宅建物

① 建物の取得価額	20,000,000円
② 建物の被災直前までの減価償却累計額相当額	7,000,000円
③ 被災直前の建物の時価額	12,000,000円
④ 被災直後の建物の時価額	6,000,000円
⑤ 被災した建物に関して受領した保険金	5,000,000円
⑥ 台風により生じた障害物を撤去するための支出額	300,000円

(2) A店

A店の被害の内容は【資料Ⅱ】6のとおりである。

2 甲の母は振り込め詐欺の被害に遭い、本年中に現金 300,000 円を損失した。

3 甲が本年中に支払った医療に関するものは次のとおりである。なお、医療費控除の特例の適用は考慮しないでよい。

(1) 甲の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額	50,000 円
(2) 甲の医療機関へ通院するためのバス代	3,200 円
(3) 甲の医療機関へ通院するための自家用車のガソリン代	6,000 円
(4) 甲の父及び母の診療費、治療費及び治療に必要な医薬品購入額の合計額	150,000 円

4 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。

(1) 国民健康保険料	840,000 円
(2) 甲の国民年金保険料	196,830 円
(3) 甲の長男の国民年金保険料	196,830 円
(4) 生命保険料	
① 旧一般生命保険料	96,000 円
② 旧個人年金保険料	48,000 円
③ 介護医療保険料	72,000 円
(5) 地震保険料	60,000 円

5 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。

- (1) 甲の妻(46歳)、甲の長男(21歳)、甲の父(80歳)及び甲の母(76歳)は甲と生計を一にする親族である。
- (2) 甲の父と母は同じ老人ホームに入居していたが、父は本年8月25日に死亡した(母は引き続き入居している)。
- (3) 甲の妻は、甲の事業専従者である。
- (4) 甲の長男は大学生で、本年の収入はアルバイト収入 600,000 円のみである。
- (5) 甲の父の本年中の収入は老齢基礎年金 560,000 円のみである。
- (6) 甲の母の本年中の収入は老齢基礎年金 840,000 円のみである。

問2 居住者乙(45歳)の令和2年(以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は以下の【資料Ⅰ】から【資料Ⅶ】までのとおりである。

これらの資料に基づき、乙の本年分の所得税等の確定申告について、1 各種所得の金額及び2 課税標準額を問題及び答案用紙の指示に従って計算過程を明らかにして計算しなさい。

なお、消費税等については、考慮しないでよい。

【資料Ⅰ】

1 乙はX株式会社(以下「X社」という。)の従業員として勤務する傍ら、個人として平成21年より不動産賃貸業務を行っている。乙の不動産賃貸業務に関して乙の作成した損益計算書は次のとおりである。

損益計算書			
(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)		(単位：円)	
諸経費	1,900,000	不動産賃貸収入	1,800,000
支払利息	300,000		
当年利益	<u>△400,000</u>		
	<u>1,800,000</u>		<u>1,800,000</u>

2 不動産賃貸収入は、Aマンション202号室及びB土地の賃貸収入の合計額である。賃貸不動産の状況は次のとおりである。

物件名	取得等の状況
Aマンション 202号室	平成21年8月1日に賃貸を開始したもので、本年12月末日現在賃貸業務の用に供している。
B土地	丙(乙の父)から相続により取得したものであるが、本年中にY株式会社(以下「Y社」という。)に贈与した(【資料Ⅲ】を参照のこと)。

3 乙は平成21年分以降の所得税等について、所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。

【資料Ⅱ】

【資料Ⅰ】の損益計算書について留意すべき事項は次のとおりである。

1 不動産賃貸収入1,800,000円及び諸経費1,900,000円については、修正及び検討すべき事項はない。

- 2 支払利息 300,000 円は、平成 21 年 6 月 25 日に A マンション 202 号室を取得する際に C 銀行から借入をしたものについての利息であり、その取得の際の状況は次のとおりである。

A マンション 202 号室の取得価額 30,000,000 円(土地 10,000,000 円、建物 20,000,000 円)
 自己資金 5,000,000 円
 C 銀行からの借入金 25,000,000 円

【資料Ⅲ】

- 1 乙が本年中 Y 社に贈与した B 土地の取得から贈与までの経緯等は次のとおりである。

日付	状況
昭和 55 年 3 月 15 日	丙は個人 Z から D 土地を購入(購入額は 5,000,000 円)し、賃貸業務の用に供した。
昭和 62 年 5 月 20 日	丙は D 土地を E 株式会社 に 18,000,000 円で譲渡し(譲渡費用はないものとする)、買換資産として B 土地を 20,000,000 円で購入して、賃貸業務の用に供した。丙はこの買換えに関して、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例を受けたものとする(課税繰延割合は 80 %とする)。
平成 27 年 9 月 10 日	乙は相続により丙から B 土地を取得し、賃貸業務を引き継いだ(相続時の相続税評価額は 10,000,000 円、時価は 12,500,000 円)。なお、乙の確定相続税額に、相続税の課税価格のうち B 土地の相続税評価額の占める割合を乗じた金額は 800,000 円である。
本年 7 月 8 日	乙は B 土地を Y 社へ贈与した。贈与時の B 土地の時価は 12,000,000 円である(譲渡費用はないものとする)。

【資料Ⅳ】

乙は本年中に自宅(F マンション 801 号室)を譲渡し、新たに自宅として G マンション 1401 号室を取得した。自宅の取得及び譲渡の状況は次のとおりである。

- 1 乙は平成 25 年 3 月 10 日に取得した F マンション 801 号室(自宅)を、本年 7 月 7 日に譲渡した。譲渡収入金額等は次のとおりである。

譲渡収入金額 50,000,000 円
 取得費 47,000,000 円
 譲渡費用 1,350,000 円

- 2 乙の F マンション 801 号室の譲渡は租税特別措置法第 35 条に定める居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の要件を満たしている。

- 3 乙は新たに自宅としてGマンション1401号室を60,000,000円で取得したが、取得するにあたり、H銀行から借入をした。この借入は租税特別措置法第41条に定める住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件を満たしており、特別控除を適用することとする。

【資料V】

乙は、平成27年9月10日に丙から相続により取得したI株式会社(以下「I社」という。)の株式(非上場株式)200株を保有していたが、本年6月28日に全株式(200株)をI社に譲渡した。I社株式の取得及び譲渡の経緯と譲渡直前のI社の状況は次のとおりである。

1 I社株式の取得及び譲渡の経緯

日付	状況
平成16年2月5日	丙が第三者である個人JからI社株式200株を1株40,000円、総額8,000,000円で取得した(取得に係る付随費用はない)。
平成27年9月10日	乙はI社株式200株を相続により丙から取得した(相続税評価額は1株50,000円、総額10,000,000円)。なお、乙の確定相続税額に、相続税の課税価格のうちI社株式の相続税評価額の占める割合を乗じた金額は800,000円である。
本年6月28日	乙はI社株式200株をI社に1株70,000円、総額14,000,000円(時価相当)で譲渡した(譲渡費用はない)。

2 譲渡直前のI社の状況

発行済株式総数(自己株式はない) 1,000株
 資本金等の額 30,000,000円

【資料VI】

乙は上場株式等を保有しており、K証券とL証券の2社に特定口座を開設(いずれも源泉徴収ありを選択)している。上場株式等の譲渡、配当の状況は次のとおりである。

- 1 本年における特定口座年間取引報告書のうち、所得税等の計算に必要な事項の抜粋は次のとおりである。

(1) K証券

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)上場分のみ

(単位：円)

譲渡区分	①譲渡の対価の額 (収入金額)	②取得費及び譲渡に 要した費用の額等	③差引金額(譲渡所得等の金額) (①-②)
上場分	6,000,000	4,000,000	2,000,000

(注) 上記③に係る源泉徴収税額(所得税等)306,300

(配当等の額及び源泉徴収税額等)上場株式の配当のみ

(単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税等)
株式、出資又は基金	300,000	45,945
合計	300,000	45,945
譲渡損失の金額	0	
差引金額	300,000	
納付税額		45,945
還付税額		0

(2) L証券

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)上場分のみ

(単位：円)

譲渡区分	①譲渡の対価の額 (収入金額)	②取得費及び譲渡に 要した費用の額等	③差引金額(譲渡所得等の金額) (①－②)
上場分	3,000,000	3,300,000	△ 300,000

(注) 上記③に係る源泉徴収税額(所得税等)0

(配当等の額及び源泉徴収税額等)上場株式の配当のみ

(単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税等)
株式、出資又は基金	500,000	76,575
合計	500,000	76,575
譲渡損失の金額	300,000	
差引金額	200,000	
納付税額		30,630
還付税額		45,945

2 乙の上場株式等に係る譲渡損失は次のとおりであり、いずれの損失も所得から差し引かれていない。

令和元年発生の損失 500,000 円
 平成 30 年発生の損失 200,000 円
 平成 29 年発生の損失 300,000 円
 平成 28 年発生の損失 600,000 円
 平成 27 年発生の損失 400,000 円

- 3 上場株式に係る配当については総合課税を選択するものとする。

【資料Ⅶ】

- 1 乙がX社から交付を受けた本年分の給与所得の源泉徴収票には次の記載がある。

支払金額 7,000,000円

- 2 乙はX社の労働組合の一般組合員であるが、大会の準備、出席など組合業務に関わった手当等として、本年は年間で80,000円の支払いを受けた。なお、組合業務に関して乙の負担した経費はない。

〔参考〕

1. 「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = $A \times B - C$ 〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
	1,950,000円以下	5%	0円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

2. 給与所得控除額の計算

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円以下	550,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額 \times 40% - 100,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額 \times 30% + 80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額 \times 20% + 440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額 \times 10% + 1,100,000円
8,500,000円超	1,950,000円(上限)

3. 配偶者控除の控除額

居住者の合計所得金額		控 除 額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
9,000,000 円以下		380,000 円	480,000 円
9,000,000 円超	9,500,000 円以下	260,000 円	320,000 円
9,500,000 円超	10,000,000 円以下	130,000 円	160,000 円

4. 配偶者特別控除の控除額

配偶者の 合計所得金額	配偶者特別控除の控除額		
	居住者の合計所得金額が 9,000,000 円以下の場合	居住者の合計所得金額が 9,000,000 円超 9,500,000 円以下の場合	居住者の合計所得金額が 9,500,000 円超 10,000,000 円以下の場合
480,000 円超 950,000 円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
950,000 円超 1,000,000 円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
1,000,000 円超 1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,050,000 円超 1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,100,000 円超 1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,150,000 円超 1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,200,000 円超 1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,250,000 円超 1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,300,000 円超 1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

5. 基礎控除の控除額

個人の合計所得金額	控除額
24,000,000 円以下	480,000 円
24,000,000 円超 24,500,000 円以下	320,000 円
24,500,000 円超 25,000,000 円以下	160,000 円
25,000,000 円超	0 円(適用なし)

6. 減価償却資産の償却率表(抄)

耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率	定額法の償却率	定率法		
				償却率(注)	改定償却率(注)	保証率(注)
4	0.250	0.438	0.250	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.369	0.200	0.400	0.500	0.10800
6	0.166	0.319	0.167	0.333	0.334	0.09911
7	0.142	0.280	0.143	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.250	0.125	0.250	0.334	0.07909
9	0.111	0.226	0.112	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.206	0.100	0.200	0.250	0.06552
11	0.090	0.189	0.091	0.182	0.200	0.05992
12	0.083	0.175	0.084	0.167	0.200	0.05566
13	0.076	0.162	0.077	0.154	0.167	0.05180
14	0.071	0.152	0.072	0.143	0.167	0.04854
15	0.066	0.142	0.067	0.133	0.143	0.04565
16	0.062	0.134	0.063	0.125	0.143	0.04294
17	0.058	0.127	0.059	0.118	0.125	0.04038
18	0.055	0.120	0.056	0.111	0.112	0.03884
19	0.052	0.114	0.053	0.105	0.112	0.03693
20	0.050	0.109	0.050	0.100	0.112	0.03486
21	0.048	0.104	0.048	0.095	0.100	0.03335
22	0.046	0.099	0.046	0.091	0.100	0.03182
23	0.044	0.095	0.044	0.087	0.091	0.03052
24	0.042	0.092	0.042	0.083	0.084	0.02969
25	0.040	0.088	0.040	0.080	0.084	0.02841

(注) 平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産に適用される定率法の償却率(200%定率法の償却率)